

第 5 1 1 回川越市農業委員会総会議事録
(公 開 用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 1 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和8年6月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時15分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副 主 幹	鈴木 信幸
副事務局長	小野寺 雅樹	主 査	岩崎 達矢
主 幹	長嶋 幹生	主 事	堀口 優衣
副 主 幹	河合 將人	主 事	三ツ橋 健

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年6月25日第511回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 皆川 善平

委員 小嶋 光一

委員 武藤 康則

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 5 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、2 筆、779 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 14 件、15 筆、3,501.92 m²である。農地改良届については、合計 4 件、5 筆、3,167 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 7 件、34 筆、32,077 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 6 件、80 筆、42,109.73 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 9 件、筆数 37 筆、面積 18,426.65 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のための所有権移転で、

1 1 筆、2, 7 6 7. 6 5 m²の申請である。譲受人は、現在 4 7 歳で、農業従事日数は年間 2 0 0 日以上、約 6 4 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 8 0 0 m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、2 筆、2 4 7 m²の申請である。譲受人は、現在 7 6 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 5 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 0 0 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、2 筆、1, 2 8 5 m²の申請である。譲受人は、現在 7 5 歳で、農業従事日数は年間 2 0 0 日以上、約 7 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 0 m である。

整理番号 4 番と 5 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 4 番は 2 筆、1, 9 3 5 m²、整理番号 5 番は 4 筆、2, 9 6 4 m²、合計 4, 8 9 9 m²の申請である。譲受人は、現在 4 7 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 9 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離

は約 1 k m ～ 2 k m である。

整理番号 6 番につきましては、経営拡張のための所有権移転で、5 筆、1 , 9 9 4 m²の申請である。譲受人は、現在 7 9 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、富士見市で約 2 2 2 アール、川越市で約 1 0 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 k m である。

整理番号 7 番と 9 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 7 番は 5 筆、2 , 9 5 1 m²、整理番号 8 番は 4 筆、2 , 5 8 1 m²、整理番号 9 番は 2 筆 1 , 7 0 2 m²、合計 7 , 2 3 4 m²の申請である。譲受人は、平成 2 2 年 2 月に株式会社を設立した農業を主たる事業とする法人である。農業に従事する株主の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めるとともに、常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めています。通作距離は約 3 0 0 m から約 1 k m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 9 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番と 5 番について、調査報告する。6 月 1 9 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的

は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在４７歳で、農業従事日数は、年間１５０日以上、約９３アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては水稻を計画している。また、物置を新設し、乾燥機、粃摺り機を備えており、トラクター、コンバイン、田植機なども拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号４番と５番について、意見を申し上げる。６月１９日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号７番から９番について、調査報告する。６月２２日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、平成２２年に株式会社を設立した農業法人で、現在は合計で、約８４７アールの農地を経営している。主な作付けは水稻、さつまいも、トマト、レタス等で従業員３７名、社員６名、パート３

0 名、研修生 1 名で運営している。直近の売上高は約 7 千 8 百万円である。申請地においては、稲作を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 7 番から 9 番について、意見を申し上げます。6 月 22 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 9 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 1 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に

する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

議長は、別添議案を上程し、整理番号7番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に関する法律第31条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、本件については、先行して審議を行うことを説明し、関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号7番について事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数17件、筆数34筆、面積12,058.28㎡についての申請があった。

整理番号7番については、仮設事務所に使用のための賃借権設定で、1筆、319㎡の申請である。また、許可後から1年1か月使用する一時転用の申請である。譲受人は昭和31年6月に株式会社を設立され、建築、土木請負業を主な業務としている。老人ホームの増築工事にあたり、現場事務所があるものの、現場での打合せや作業員の休憩する場所が不足しているため、新たな仮設事務所を必要としている。そこで、老人ホームの隣に位置する申請地を適地と考え、賃借にて借り受け、今年3月に臨時資材置場として一時転用許可を受けている隣地と一体で使いたいとの申請である。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。なお、期間満了時には農地に復元する計画である。

以上のことから、整理番号7番について許可できない場合

が規定された、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことにより、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号7番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号7番について許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号、整理番号7番について総合意見として許可相当とすることに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した関係委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号7番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号1番については、住宅敷地拡張のための所有権移転で、1筆、17㎡の申請である。申請地の隣地に住んでいる。現在、排水は浄化槽から、借用している隣地の農地を経由して、水路へ放流している。双方が高齢になったことから、賃借権を解消し、対象となる土地を売買にて取

得し、排水用地として使用するものである。また、本件については、農地へ是正してしまうと生活ができなくなってしまうことから、現況の状態での追認を求める申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。排水は管理者の同意を得て、水路に放流している。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、499㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したものである。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号3番については、資材置場に使用のための賃借権設定で、1筆、342㎡の申請である。譲受人は昭和63年1月に有限会社を設立し、建築工事の設計及び施工を主な業務としている。業務上、多量の工事用資材を常時保管する必要があるが、工事件数の増加により、新たに資材置場を必要としている。そこで既存の資材置場に近い申請地が適地と考

え、賃借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、215㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の祖父宅に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、272㎡の申請である。譲受人は借家で暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、駐車場及び活動広場に使用のための所有権移転で、3筆、643.79㎡の申請である。譲受人は平成16年に特定非営利活動法人を設立され、グループホームの運営を主な業務としている。現在8台分の駐車場

が施設敷地内にあるが、常時駐車スペースが不足している。

そこで、施設に近接する申請地を適地と考え駐車場にすることにした。また、利用者の運動不足解消とリハビリを目的とした活動広場も併せて設置したいとの申請である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、434㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしておられる。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、資材置場に使用のための賃借権設定で、1筆、1,967㎡の申請である。譲受人は平成5年5月に株式会社を設立し、土木建築業を主な業務としている。現在、建築現場に納品するために大量の土を取り扱っているが、既存の敷地では保管スペースが足りず、受注に対応できていない状況である。そこで、幹線道路からアクセスの良い申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号10番については、駐車場に使用のための所有権移

転で、3筆、4, 186 m²の申請である。譲受人は昭和48年1月に株式会社を設立され、運送業を主な業務としている。現在は契約をしている配送センター等に車両置場を借用しているが、配送契約が延期されない場合、継続して車両置場を借用できなくなることから、自社で車両置場を確保しておく必要がある。そこで、配送センターに近く、まとまった敷地が確保できる申請地を適地と考え、宅地と合わせて売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積4, 187.58 m²) 農地区分については、第3種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号11番については、資材置場に使用のための所有権移転で、2筆、967 m²の申請である。譲受人は昭和60年4月に株式会社を設立し、土木工事の設計及び施工を主な業務としている。賃借している資材置場を返却することになったため、新たに資材置場を必要としている。そこで、本社に近い申請地が適地と考え、雑種地と合わせて売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積1, 330 m²) 農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、499 m²の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考

え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号13番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、261㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号14番については、住宅新築のための所有権移転で、10筆、328.49㎡の申請である。譲受人は夫の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、夫の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、338㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の

建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、275㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号17番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、495㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、夫の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号7番を除く、整理番号1番から

17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、農地の賃借は農地法第3条によるものか、当事者相対のものか。相対のものであれば、そのような賃借について、住宅敷地拡張という理由で居住地の2分の1までの拡張を追認すると、際限がなくなるのではないか」との発言があった。

事務局は「本件については、浄化槽からの排水路用地という事情から、追認をしなければ、譲受人の生活ができなるところからやむを得ない考える」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号7番を除く、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号7番を除く、整理番号1番から17番について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第 5 1 1 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 8 年 7 月 2 7 日

議 長 渋谷 武

委 員 皆川 善平

委 員 小嶋 光一

委 員 武藤 康則
